

2017年11月通常会議 議案に対する討論

2017 年 12 月 22 日

岸本 典子

私は日本共産党大津市会議員団を代表して、

[議案第 142 号](#) 大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例の制定
に対する賛成討論、

[議案第 135 号](#) 平成 29 年度大津市卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）

[議案第 148 号](#) 大津市ガス供給条例の一部改正

[議案第 150 号](#) 大津市伊香立市民プール、大津市坂本市民プール、大津市晴嵐市民プール及び大津市曾東市民プールにおける指定管理者の指定

[議案第 153 号](#) 道の駅妹子の郷地域振興施設における指定管理者の指定
に対する反対討論を行います。

まず、議案第 142 号 大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例の制定についてです。

太陽光パネルが設置される地域において周辺住民から環境破壊や防災面など、様々な心配の声寄せられてきました。こうした中で、日本共産党大津市議団も議会の一般質問に取り上げさせていただきましたが、全国に先駆けて条例の制定に取り組まれたことに敬意を表するものです。

この条例に、期待を寄せられている市民のみなさんに安心していただけるよう、事前の住民説明が徹底され、実効性ある運用が行われることや、本条例では除外される 50 キロワット以下の実態把握についても、庁内が連携して取り組んでいただけることを期待して賛成とします。

次に、議案第 135 号 平成 29 年度大津市卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）です。

本補正予算には、公設卸売市場のマンホールをはじめとした施設の補修・整備の予算とともに、民営化を前提にして、保有資産を譲渡するための試算評価等の調査を行う予算が含まれています。

老朽化している施設の補修・整備を行うことは必要と考えますが、公設卸売市場の民営化については、入場業者をはじめ市場関係者との話し合いが行われていますが、理解が得られている状況にはありません。このような状況のもとで拙速に、民営化のための調査を行うべきないと考えることから本議案に反対します。

次に、議案第 148 号 大津市ガス供給条例の一部改正についてです。

永年、大津市は低廉で安心なガスを市民に提供してきました。これは市民の税金や使用料によって支えられてきた市民の財産でもあります。

こうしたガス事業を、小売り自由化を理由に、運営手法を官民連携出資会社による運営に変更しようとするものですが、その手法の決定は、官民連携・コンセッションありきだったのではないかという疑念は払拭されません。公がガス管を所有することで市民には安心を保障するとのことですが、PFI という長期の契約によって民間は儲けを得て、不採算な部分を市が担わなければならないことも危惧されます。

さらに、契約期間後を見据えた将来的な見通しも市民に説明できていませんし、これまで、市ガスを支えてきた市内ガス事業者の今後の経営がどうなるのか、今もって不透明であることは否めませ

ん。このような状況において条例を改正することには反対です。

次に、議案第 150 号 市民プールの指定管理者の指定についてです。

指定管理で運営を行っているスポーツ施設で、事故が起っています。今年 9 月には、大阪住之江区内のプールの指定管理者が、備品の破損で利用者が重傷を負ったにもかかわらず、20 日間もの間、市に報告をしなかったという報道もありました。

プールでの事故は多くが意識不明や死亡という命に関わる重大事故となっています。事故が起きないように安全管理をしっかりと行っていくことが一段と求められるところですが、民間企業が利益を優先し、安全管理が二の次になる心配があります。

すべての指定管理を否定するものではありませんが、命に関わる点から、市民のみなさんが安全な状況で、安心してプールを利用していただくためには、市が直接責任をもって運営すべきと考えることから、本議案に反対します。

次に、議案第 153 号 道の駅妹子の郷地域振興施設における指定管理者の指定についてです。

日本共産党大津市議団は、本施設が周辺の農家や加工食品などの生産者、また、地域の振興につながる施設であることから、地元の事業者が指定管理者となられることは賛成です。

しかし、今回、事業者を決定された選考委員会後に、台風 21 号により道の駅、妹子の郷は大きな被害を受け、今も休業中となっています。

そのため、施設で雇用されている職員の休業補償や廃棄する商品の処分費などが大きな負担となっており、我が会派は本通常会議の冒頭に行われた、「平成 29 年度一般会計補正予算（第 5 号）」の審議の際には、地域の活性化のためにも、事業者との補償に向けた協議を求めたところです。

今回、多額の借入れ等を余儀なくされる事態となった事業者の財務状況を踏まえて改めて審議するべきとの、一般質問における指摘から、改めて選定委員会の委員である公認会計士らのチェックを受け、生活産業常任委員会で審議が行われました。しかし、審議期間が短かったこともあり、今後 5 年間における収支計画など、明確な資料の提出には至らず、担当課からの、人件費などの経費削減と近隣観光地の集客数の増加による「期待」にとどまる報告しかなされませんでした。

このような状況においては、現時点で、5 年間に及ぶ指定管理者を採択する本議案を判断しかねます。

一方で、仮に本事業者が失格になった場合は、自動的に 2 位の事業者になるとの説明が行われています。

日本共産党大津市議団は今回のような災害という緊急事態に鑑みれば、本議案を一旦否決する事で、公平公正に本事業者も含め、改めて、選考委員会を開催し、5 年間の運営を任せる事業者を決定すべきと考えます。

よって、本議案に反対し、すべての討論を終わります。